

発電設備系統連系サービス要綱

令和2年4月1日 実施

四国電力送配電株式会社

令和2年3月2日 制定

発電設備系統連系サービス要綱

目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実施細目	2
II 契約の申込み	
6 連系契約の申込み	3
7 連系契約の成立および契約期間	3
8 契 約 場 所	3
9 連系契約の単位	4
10 連系サービスの開始	4
11 電気方式, 電圧および周波数等	4
12 連系契約書の作成	4
13 アンシラリーサービス契約容量	4
III 料 金	
14 料 金	7
15 料金の適用開始の時期	7
16 料金の算定期間	7
17 料 金 の 算 定	7
18 日 割 計 算	7
19 料金の支払義務および支払期日	8
20 料金その他の支払方法	9
21 延 滞 利 息	9
22 保 証 金	9
IV 電線路との連系	
23 出 力 抑 制	11
24 適正契約の保持	11
25 契約場所への立入りによる業務の実施	12

26	連系サービスにともなう協力	12
27	連系の停止	12
28	連系停止の解除	13
29	連系停止中の料金	13
30	違約金	13
31	連系中止	14
32	連系中止の料金割引	14
33	損害賠償の免責	14
34	設備の賠償	15
V 契約の変更および終了		
35	連系契約の変更	16
36	名義の変更	16
37	連系契約の廃止	16
38	連系契約の解約等	16
39	連系契約消滅後の債権債務関係	17
VI 工事費の負担		
40	工事費の負担	18
41	工事費負担金の申受けおよび精算	18
VII 保 安		
42	保安に対するお客さまの協力	19
43	調 査	20
VIII そ の 他		
44	報 告	21
45	そ の 他	21
附	則	22

I 総 則

1 適 用

- (1) お客さまが、発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する場合の料金および必要となるその他の連系条件は、この発電設備系統連系サービス要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。
- (2) この要綱は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 要綱の変更

- (1) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、料金および必要となるその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、料金および必要となるその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 発 電 設 備
お客さまが設置した発電設備または二次電池等で放電時の電氣的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
- (2) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (3) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (4) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (5) 連 系
発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続することおよび電氣的に接続している状態をいいます。
- (6) 連 系 地 点
発電設備を含むお客さまの電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

- (7) 解 列
発電設備を当社の供給設備から電氣的に切り離すことをいいます。
- (8) アンシラリーサービス
連系契約にともない、当社が行なう周波数維持に係るサービスをいいます。
- (9) 契 約 場 所
連系契約の対象となる、当社の供給設備に電氣的に接続した発電設備により発電した電氣を使用する需要場所をいいます。
- (10) 契約発電設備
契約場所において、当社の供給設備に電氣的に接続した発電設備をいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) アンシラリーサービス契約容量および発電設備の定格出力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この要綱の実施上必要な細目的事項については、この要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 連系契約の申込み

- (1) お客さまが新たに発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続することを希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式により連系の照会（高圧および特別高圧で連系する場合に限りです。）および申込みをしていただきます。
- (2) 連系にあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、この要綱、系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）、当社が別に定める系統連系に係る業務の取扱いおよび技術要件に関する規定等を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。

7 連系契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は、当社の供給設備に電氣的に接続した発電設備すべてを連系契約の対象といたします。
- (3) 契約期間は、連系契約が成立した日から、原則として連系開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さまと当社の双方に異議のない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これになります。

8 契約場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1契約場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1契約場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られた公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1契約場所とすることがあります。

- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1契約場所といたします。

9 連系契約の単位

当社は、1契約場所につき、1連系契約を結びます。

10 連系サービスの開始

- (1) 当社は、お客さまの連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

11 電気方式、電圧および周波数等

連系地点における電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。

- (1) お客さまが当社との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一といたします。
- (2) お客さまが当社と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。

12 連系契約書の作成

当社が必要とするときは、当社は、お客さまとの間で、原則として連系準備着手前に、連系に関する必要な事項について、連系契約書を作成いたします。

13 アンシラリーサービス契約容量

- (1) アンシラリーサービス契約容量は、契約場所において連系する発電設備の定格出力の合計といたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、連系された発電設備の定格出力の合計からそれぞれ次の値を差し引いたものをアンシラリーサービス契約容量といたします。

イ 契約場所において、平成12年3月20日までに当社の特別高圧電線路に連系された発電設備がある場合は、その発電設備の定格出力

なお、平成12年3月20日までに連系された発電設備であっても、平成

12年3月21日以降に発電設備の更新または譲渡等を行なったものについては、発電設備の定格出力の変更の有無にかかわらず、差引きの対象といたしません。

また、平成12年3月20日までに連系された発電設備であっても、平成12年3月21日以降に発電設備等の改良を行ない定格出力が増加する場合は、その増加部分については差引きの対象といたしません。

ロ 契約場所において、平成17年3月31日までに当社の高圧電線路に連系された発電設備がある場合は、その発電設備の定格出力

なお、平成17年3月31日までに連系された発電設備であっても、平成17年4月1日以降に発電設備の更新または譲渡等を行なったものについては、発電設備の定格出力の変更の有無にかかわらず、差引きの対象といたしません。

また、平成17年3月31日までに連系された発電設備であっても、平成17年4月1日以降に発電設備等の改良を行ない定格出力が増加する場合は、その増加部分については差引きの対象といたしません。

ハ 契約場所において、太陽光発電設備、風力発電設備および平成26年3月31日までに連系された一般廃棄物発電設備がある場合で、その発電設備がイまたはロの差引対象発電設備に該当しないときは、当該発電設備の定格出力

なお、平成26年3月31日までに連系された一般廃棄物発電設備であっても、平成26年4月1日以降に発電設備の更新または譲渡等を行なったものについては、発電設備の定格出力の変更の有無にかかわらず、差引きの対象といたしません。

また、平成26年3月31日までに連系された一般廃棄物発電設備であっても、平成26年4月1日以降に発電設備等の改良を行ない定格出力が増加する場合は、その増加部分については差引きの対象といたしません。

ニ 契約場所において、卸供給に係る電気を発電する発電設備がある場合で、その発電設備がイ、ロまたはハの差引対象発電設備に該当しないときは、発電量調整供給契約における契約受電電力を基準に、お客さまと当社との協議によって定めた値

ホ 契約場所において、小売電気事業の用に供する電気を発電する発電設備がある場合、電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）に係る電気を発電する発電設備がある場合、または特定送配電事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する発電設備がある場合は、次の算式により算定した値を基準に、お客さまと当社との協議によって定めた値

$$A \times \frac{\alpha - \beta}{\alpha}$$

A = 当社との間で締結した接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約における受電電力

α = 契約場所において連系された発電設備の定格出力の合計

β = イ，ロおよびハにより定格出力の合計から差し引く値

へ 契約場所において，当社と電力の購入に係る電力受給契約（ニを除きます。）を締結している場合または一般送配電事業の用に供する電気を発電する発電設備がある場合は，次の算式により算定した値を基準に，お客さまと当社との協議によって定めた値

$$B \times \frac{\alpha - \beta}{\alpha}$$

B = 当社との間で締結した電力受給契約（ニを除きます。）における受給電力または発電量調整供給契約における受電電力

α = 契約場所において連系された発電設備の定格出力の合計

β = イ，ロおよびハにより定格出力の合計から差し引く値

ト 契約場所において，電力需給契約または接続供給契約により電気の供給を受ける場合で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けるときは，次の算式により算定した値を基準に，お客さまと当社との協議によって定めた値

$$C \times \frac{\alpha - \beta}{\alpha}$$

C = 契約場所において，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給の契約電力のうち連系された発電設備に係る部分

α = 契約場所において連系された発電設備の定格出力の合計

β = イ，ロおよびハにより定格出力の合計から差し引く値

(2) 契約場所において連系されたすべての発電設備が，専ら，卸供給に係る電気，小売電気事業の用に供する電気，自己等への電気の供給に係る電気，特定送配電事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。），当社との電力受給契約（(1)ニを除きます。）に係る電気または一般送配電事業の用に供する電気を発電する発電設備である場合および低圧で受電する場合には，アンシラリーサービス契約容量は，(1)にかかわらず，零といたします。

Ⅲ 料 金

14 料 金

アンシラリーサービス料は、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス契約容量1キロワットにつき	71円50銭
-------------------------	--------

15 料金の適用開始の時期

料金は、連系契約書に記載された連系開始日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって連系が開始されない場合は、あらためてお客さまとの協議によって定められた連系開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、新たに連系を開始し、または連系契約が消滅した場合の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または連系契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 新たに連系を開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合
- (2) アンシラリーサービス契約容量を変更したことにより、料金に変更があった場合

18 日割計算

- (1) 当社は、17（料金の算定）(1)または(2)の場合のアンシラリーサービス料は、次の式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当アンシラリーサービス料} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) 17（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
また、17（料金の算定）(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 連系を開始し、または連系契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 連系を開始した場合

開始日の属する月の日数といたします。

ロ 連系契約が消滅した場合

消滅日の前日の属する月の日数といたします。

19 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合は、消滅日に発生するものといたします。

(2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 38（連系契約の解約等）(1)により連系契約が消滅した場合

ロ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合

(3) お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場

合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- ロ お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

20 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、違約金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。なお、支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。
- (2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、お客さまがその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21 延滞利息

- (1) 料金が支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、延滞利息をお客さまから申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

22 保証金

- (1) 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことがあったお客さま、または新たに発電設備を連系し、もしくはアンシラリーサービス契約容量を増加されるお客さまから、連系サービスの開始もしくは再開に先だって、または連系サービスの継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、連系契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を

支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV 電線路との連系

23 出力抑制

- (1) 当社は、当社の一般送配電事業のための電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれ、お客さまの契約発電設備の出力の抑制が必要と判断したときは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）、再エネ特措法施行規則、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針（以下「送配電等業務指針」といいます。）、その他の法令等にしたが、契約発電設備の出力の抑制に係る指示（原則として、出力の抑制を行なう前日までに指示するものとしたします。）を行ないます。この場合、お客さまは、当社の指示にしたがい、契約発電設備の出力の抑制を行なうものとし、かかる出力の抑制を行なうために必要な体制を整備するものとしたします。
- (2) お客さまは、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則、送配電等業務指針、その他の法令等にしたが、当社の求めに応じて、出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じるものとしたします。また、当社の指示にしたがってお客さまが契約発電設備の出力の抑制を行なった場合において、その実績の提出を当社が求めたときには、お客さまは合理的な範囲内でこれに応じるものとしたします。
- (3) お客さまは、(1)における契約発電設備の出力の抑制により生じた損害の補償について、当社に対して求めないものとしたします。ただし、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則、送配電等業務指針、その他の法令等において補償を求めるとされている場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、契約発電設備の出力の抑制を行ない、またはお客さまに対し当該出力の抑制の指示を行なった場合には、可能な限りすみやかに、当該出力の抑制の原因となった事由を解消し、契約発電設備から当社の系統への電気の供給を回復するよう努めるものとしたします。

24 適正契約の保持

お客さまの連系契約の申込内容と連系の状態が相違しており、当社が不適当と認める場合には、お客さまは、法令上必要な国への手続きを行なうものとし、当社との連系契約の内容について、当社と協議のうえ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 契約場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または契約場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 42（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要な、お客さまの電気工作物の確認または検査
- (4) 27（連系の停止）、37（連系契約の廃止）または38（連系契約の解約等）により必要な処置
- (5) その他この要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは消滅等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

26 連系サービスにともなう協力

お客さまが発電設備の連系により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置をその契約場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で当社が供給設備を変更いたします。

27 連系の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、契約発電設備を解列し連系を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 契約場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がお客さまにその旨を警告しても改めない場合には、当社は、契約発電設備を解列し連系を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 契約発電設備の更新について申込みをなされない等、料金の支払いを

不正に免れた場合および24（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合

ハ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ニ 25（契約場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 6（連系契約の申込み）(2)または26（連系サービスにともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまがその他この要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて契約発電設備を解列し連系を停止することがあります。

(4) 契約場所における当社との電気需給契約、電力受給契約、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約により契約場所への電気の供給を中止し、または契約場所における電気の使用を制限し、もしくは中止する場合には、当社は、お客さまの契約発電設備の連系を制限または中止することがあります。

(5) (1)から(4)によって契約発電設備を解列し連系を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの契約発電設備において、連系の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

28 連系停止の解除

27（連系の停止）によって連系を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに連系を再開いたします。

29 連系停止中の料金

27（連系の停止）によって連系サービスを停止した場合には、当社は、その停止期間に相当するアンシラリーサービス料は申し受けません。

30 違 約 金

(1) お客さまが、27（連系の停止）(2)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に連系した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した

期間といたします。

31 連系の中止

当社は、次の場合には、連系中に契約発電設備を解列し連系を中止することがあります。この場合、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (1) 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

32 連系中止の料金割引

当社は、31（連系の中止）によって連系を中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。また、保安上の理由等により、お客さまが自主的に解列した場合についても割引いたしません。

- (1) 割引の対象は、アンシラリーサービス料といたします。ただし、17（料金の算定）(1)または(2)の場合は、中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。
- (2) 割引率は、1月中の中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。
- (3) 延べ時間数は、1回10分以上の中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による中止の時間といたします。

33 損害賠償の免責

- (1) 10（連系サービスの開始）(2)によって連系開始日を変更した場合または31（連系の中止）によって連系を中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

- (2) 27（連系の停止）によって連系を停止した場合または38（連系契約の解約等）(1)もしくは(2)によって連系契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

34 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、契約場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をお客さまに賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

35 連系契約の変更

お客さまが発電設備の更新、改良または譲渡等にともない連系契約の変更を希望される場合は、6（連系契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準ずるものとし、その旨を当社へすみやかに申し出ていただきます。

なお、お客さまからの申出がない場合であっても、契約場所における当社との接続供給契約、発電量調整供給契約、電気需給契約または電力受給契約に係る変更の申出がなされた場合には、当該申出にもとづき、連系契約を変更いたします。

36 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで当社の電線路に発電設備の連系を行なっていたお客さまの当社に対する連系についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き連系を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

なお、お客さまからの申出がない場合であっても、契約場所における当社との接続供給契約、発電量調整供給契約、電気需給契約または電力受給契約に係る変更の申出がなされた場合には、当該申出にもとづき、連系契約を変更いたします。

37 連系契約の廃止

- (1) お客さまが契約発電設備を解列し連系契約を廃止しようとする場合は、お客さまは、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの契約発電設備において、連系を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 連系契約は、38（連系契約の解約等）の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

38 連系契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、連系契約を解約することがあります。連系契約

を解約した場合は、その日に連系契約は消滅するものといたします。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 27（連系の停止）によって連系を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまがこの要綱によって支払いを要することとなった債務を当社の定めた期日までに支払われない場合
 - ハ 23（出力抑制）(1)または(2)によって必要となる措置を講じない場合
 - ニ その他この要綱に反した場合
- (2) お客さまがその契約場所から移転され、契約発電設備を使用されていないことが明らかな場合には、お客さまからの申出がない場合であっても、当社は、当該契約場所に係る契約発電設備の連系を終了させるための処理を行なった日に連系契約は消滅するものといたします。
- (3) 契約場所における当社との接続供給契約、発電量調整供給契約、電気需給契約または電力受給契約が消滅した場合は、原則として、連系契約も同時に消滅するものといたします。
- (4) 連系契約が消滅した場合、当社は、原則として、連系契約が消滅した日に、当社の供給設備またはお客さまの契約発電設備において、連系を終了させるための適当な処置を行ないます。

39 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工事費の負担

40 工事費の負担

発電設備の連系の開始，変更にともない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合（26〔連系サービスにとまなう協力〕により，当社の供給設備を変更する場合を含みます。）は，当社は，その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。この場合には，工事費は，その工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

なお，お客さまが当社と電力需給契約もしくは電力受給契約を締結している場合または当社との接続供給契約，振替供給契約もしくは発電量調整供給契約に属している場合は，その契約の定めるところによるものといたします。

41 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は，工事費負担金の全額を原則として工事準備着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社は，設計の変更，材料費の単価の変動その他によって工事費負担金に差異が生じた場合は，原則として，工事完了後すみやかに精算するものといたします。

なお，当社は，工事費負担金について利息を付しません。

Ⅶ 保 安

42 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、お客さまの発電設備を当社の供給設備に連系することによって、当社の供給信頼度（停電等）および電力品質（電圧・周波数・力率等）において、当社の供給設備および他のお客さま設備に悪影響を及ぼさないこととし、また、公衆および作業者の安全確保ならびに当社の供給設備および他のお客さま設備の保全に悪影響を及ぼさないこととしていただきます。
- (2) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合、お客さまにて、お客さまの発電設備を即時に当社の供給設備から解列し、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。
- (3) お客さまが、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
- (4) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(2)または(3)に準じて、適切な処置をいたします。
- (5) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (6) 当社の供給設備の停電作業を行なう場合、低圧電線路に連系された発電設備については、当社は、お客さまの発電設備を必要に応じて、当社の供給設備から切り離す措置を講じたうえで、その旨を札等により表示するものといたします。また、当社は作業終了後、お客さまの発電設備が停止していることを確認のうえ、お客さまの発電設備を当社の供給設備に再接続し、札等を撤去いたします。
- (7) 低圧電線路または高圧電線路に連系された発電設備については、当社の配電線または変電所の作業にともない当社の配電システムを一時的に変更する場合において、お客さまの発電設備からの逆潮流等により、他の低圧お客

さまの電圧が適正値を逸脱するおそれがある等、系統運用上やむをえない場合には、あらかじめお客さまにお客さまの発電設備の一部または全部の解列を依頼するものとし、お客さまはこれに協力していただきます。

- (8) 低圧電線路または高圧電線路に連系された発電設備については、当社の供給設備に事故が発生した場合、当社は必要に応じて数回の再送電を行なうものいたします。この場合、お客さまの発電設備は、確実に当社の供給設備から解列されているものいたします。また、再送電後は、低圧電線路に連系された発電設備については、一定時間をおいて連系するものいたします。
- (9) 低圧電線路または高圧電線路に連系された発電設備については、当社の供給設備が火災等により、停電が発生するおそれがある、または、人命にかかわる等、緊急に停電した場合には、お客さまは、お客さまの発電設備を当社の供給設備からすみやかに解列していただきます。
- (10) お客さまの保護継電装置の運用および整定については、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、お客さまが、保護継電装置をロックまたはロック解除する場合は、あらかじめ当社と協議するものとし、また、当社の都合によりお客さまの保護継電装置のロックまたは発電設備の停止が必要な場合は、正当な理由がある場合を除いて、お客さまは当社の指示に従っていただきます。

43 調 査

発電設備や発電設備を稼働させるために用いる設備等については、電気事業法にもとづき当社が行なう調査の対象には含まれません。

VIII そ の 他

44 報 告

当社は、必要に応じてお客さまから連系された発電設備の運転に関する記録等を提出していただきます。

45 そ の 他

この要綱に記載のない事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

附

則

附 則

1 実施期日

この要綱は、令和2年4月1日から実施いたします。

2 アンシラリーサービス料についての特別措置

アンシラリーサービス料は、14（料金）にかかわらず、当分の間、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス契約容量1キロワットにつき	44円00銭
-------------------------	--------

3 発電設備の連系に係る特別措置

- (1) お客さまが契約発電設備において発電し、当社の系統に供給した電気について、当社が、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱にもとづき受電する場合を除き、電気事業者等との受給契約等が締結されないことにより、契約発電設備が発電量調整供給契約等に属さないこととなった場合で、お客さまが契約発電設備に係る電気設備の変更や運転状態の変更を希望しないときは、原則として、発電量調整供給契約等に属さないことを前提とした当社との協議を省略できるものとし、当面の間、お客さまは従前通り発電を継続することができるものといたします。

なお、これにともないお客さまが当社の系統に供給した、受給契約等にもとづいて受電する者の存しない電気について、お客さまは当社に補償を求めないものといたします。

- (2) (1)により従前通り発電を継続する場合であっても、お客さまは、電気事業者等と受給契約等を締結するなどにより、適正な契約状態となるよう努めることとし、当社が必要と認めた場合は、当社の求めに応じ、お客さまの負担において、お客さまが契約発電設備において発電した電気が当社の系統に供給されないようにするために必要となる措置を講じていただきます。
- (3) 当社は、(1)および(2)によりお客さまに生じた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の故意または過失による場合は、この限りではありません。